

令和5年度 就学援助制度の受付が始まっています！！

保護者のみなさまへ

就学援助制度とは、経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が、義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。申請の際は、下記の注意事項、申請書の受付期間をよくお読みください。

1. 当初申請期間

令和5年4月10日（月）～5月15日（月）午後5時30分まで

上記期間以降も、令和6年1月31日（水）まで申請を受付しています。ただし、5月16日（火）以降の申請は、「いつ申請したか」によって認定月と支給額が変わります。詳しくはお問合せください。

※新入学準備費を申請した小学校1年生の保護者さまを含め、毎年度この期間に申請が必要です。

※申請書の提出が必要なのは、原則1世帯につき1枚です。

（通う学校がきょうだいで小・中学校にわかれていても、両方で申請いただく必要はありません。）

小学校6年生の保護者さまへ 中学校入学にかかる費用の早期支給について

中学校入学にかかる費用の入学前の支給を希望する方は、申請書一番下の項目に を忘れずに！希望のチェックがあり、認定となった世帯に入学前、令和6年3月に新入学準備費63,000円を支給します。

支給対象とならない場合
（右の①、②にあてはまる方は
チェックしないでください）

- ①令和6年4月に 公立中学校以外の学校へ入学予定の方
- ②富田林市外へ引っ越しする予定の方

2. 申請するときに必要なもの … ① 申請書（3.の申請場所で配布。）

② 保護者口座の情報が確認できるもの（通帳・キャッシュカード等）

※令和5年1月2日以降に市外から転入された方は、後日、令和5年度所得証明書の提出等が必要となります。

3. 申請場所（下記の場所で申請できます）

- 富田林市役所 3階 「30」番窓口 教育指導室
- 金剛連絡所
- お子さまが通っている小学校または中学校（府立富田林中学校をのぞく）
※府立富田林中学校生も富田林市就学援助制度の対象に含まれます。市役所窓口にて申請してください。

4. 支給方法

- ① 保護者口座へ振込支給（銀行・ゆうちょ・JA等）
- ② 学校を通じて支給（市立校のみ）

※希望の振込先を申請時にお選びいただけます。ただし、学校諸費に未納が生じた場合には、申請時に「保護者口座へ振込支給」を選択されていても、「学校を通じて支給」へ変更して支給します。

※小学校給食費について、昨年度就学援助が認定であった方も、審査結果が出るまでは徴収が行われます。

認定となった場合は、認定以降の給食費の徴収がなくなり、納付済みの給食費は学校給食課より返金されます。

5. 認定通知時期 … 令和5年 7 月末（予定）

※5月16日以降の申請分は8月以降に随時通知

6. 所得審査について

同居者全員（別住所の単身赴任者含む）の令和4年1月～12月の総所得金額合計が基準額以下の世帯
 総所得金額（給与と所得者の場合）… 令和4年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額

◆基準額目安表（令和4年度実績） 基準額は審査対象者の人数・年齢から世帯ごとに算出されます

審査対象人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	約193万円	約240万円	約269万円	約303万円	約336万円

※この基準額はあくまで目安です。年齢構成により基準額は変動するため、上記の金額を総所得金額が上回っていても、認定となる場合があります。結果についてはご自身で判断せず、申請してください。
 ※住民税の申告をしていない方は、扶養に入っている場合を除き、収入の有無にかかわらず、必ず所得の申告をしておいてください。所得の情報がない場合、審査が保留となり、支給開始することができません。

7. 支給予定日と学用品費等支給額（実際の支給額とは異なる場合があります。※印をご参照ください。）

	支給予定日	対象月	小学1年	小学2年～6年	中学1年	中学2年・3年
前期	8月末日	4月～7月分	3,878	4,636	7,578	8,336
中期	12月中旬	8月～11月分	3,876	4,632	7,576	8,332
後期	3月中旬	12月～3月分	3,876	4,632	7,576	8,332
年間合計			11,630	13,900	22,730	25,000

※前期・中期・後期の年3回に分けて支給します。なお、年度途中に認定となった場合は月割りとなります。

※上記表の学用品費等に加え、以下の8の項目が援助対象です。新入学にかかる費用（★）の支給は1名につき
小学校入学・中学校入学の各1回ずつのみです。ただし、金額改訂で差額が発生した場合は追加で支給します。

8. 援助の対象となるもの

費目	内容	支給予定時期	留意点
○ 学用品費等	学習に必要な学用品など	全期	7の表をご参照ください。
○ 給食費	保護者実費分（全額）	—	小学校給食のみ（認定が下りるまでは徴収あり）
○ 新入学児童 生徒学用品費	新入学にかかる学用品費（★） [小学1年・中学1年]	前期	対象：当初認定者かつ、入学前の令和5年3月に <u>新入学準備費を前倒して受けていない方</u> 小学1年 54,060円 中学1年 63,000円 支給
○ 新入学準備費	来年度の中学校入学にかかる 学用品費（★）[小学6年]	後期	対象：令和6年4月に公立中学校に進学する方 (現在小学6年)で、令和5年度就援申請時に <u>早期支給を希望した方</u> 63,000円 支給
○ 遠足費	遠足にかかる費用の一部	後期	小学生 実費支給（上限1,600円） 中学生 実費支給（上限2,310円）
○ 臨海林間 旅行費	臨海・林間旅行にかかる 費用の一部	後期	小学5年 実費支給（上限3,690円） 中学1・2年 実費支給（上限6,210円）
● 修学旅行費	修学旅行にかかる費用の一部	<u>旅行実施後</u>	小学6年 実費支給（上限22,690円） 中学3年 実費支給（上限60,910円）
● 医療費	学校保健安全法に定められた 病気を治癒する為の費用	—	※対象病名（むし歯（保険診療の対象となる治療）、中耳炎、結膜炎（アレルギー性を含まない）、慢性副鼻腔炎、トラコーマ、アデノイド、寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん） <u>※治療を受ける前に医療券を発行依頼してください。発行にはマイナンバーが必要です。</u>
※	生活保護を受給しておられる場合は、●印のみ支給対象となります。		

【問い合わせ先】

富田林市教育委員会 教育指導室 0721-25-1000（内線364）

申請後に住民票の異動・世帯状況の変更があった場合はご連絡ください。